第四条第二項、第五条第二項及び第六条中「、裁判所」を「、裁判所書記官」に改める。

第八条第一項ただし書中「場合」の下に「（同法第百五十七条第五項又は第二百八十八条の二若しくは第三百十六条の七第二項（同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により尋問に立ち会い、又は期日に出頭したものとみなされる場合を含む。）」を加え、「裁判所」を「裁判所書記官」に改める。

（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正）

第十七条　成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「職務強要」の下に「、第九十五条の二（電子計算機損壊等公務執行妨害）」を加える。

（国際捜査共助等に関する法律の一部改正）

第十八条　国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第四条中「又は」を「（電磁的記録を含む。）又は」に、「に関係書類を添付し」を「若しくは電磁的記録に関係書類（電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第六条において同じ。）を添え」に改める。

第五条第一項第二号及び第三号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第二項中「の提供」を「（電磁的記録を含む。以下この項及び第十四条第四項において同じ。）の提供」に、「その書類」を「その訴訟に関する書類」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第六条及び第七条第四項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第八条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「求める」を「求め、又は電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提出を求める」に改め、同項第六号中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改め、同条第二項中「記録命令付差押え、捜索」を「捜索、刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令」に改め、同条第三項中「の物」の下に「又は電磁的記録」を、「証明書」の下に「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。次項、次条及び第十条第三号において同じ。）」を加える。

第十一条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十二条中「又は押収物の還付」を「（刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、押収物の還付、同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、次条において準用する同法第二百十八条第三項の規定による命令又は次条において準用する同法第二百二十二条第一項において準用する同法第百二十三条の二第一項の規定による複写」に改める。

第十四条第四項中「書面の」を「書面又は電磁的記録の」に、「当該書類」を「当該訴訟に関する書類」に、「謄本」を「謄本若しくは当該訴訟に関する書類に記録されている事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該訴訟に関する書類に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの（第二号において「当該訴訟に関する書類等」という。）」に、「共助の要請に関する書面を法務大臣に返送しなければ」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　共助の要請に関する書面の送付を受けた場合　当該書面を法務大臣に返送すること。

二　共助の要請に関する電磁的記録の送付を受けた場合　当該訴訟に関する書類等を送付することができない旨を法務大臣に通知すること。

第十五条及び第十六条第二項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第十八条第一項第二号及び第八項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改め、同条第九項中「提示を」の下に「求め、若しくは電磁的記録の保管者若しくはこれを利用する権限を有する者にその電磁的記録の提示を」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

第十九条第一項第一号中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

第二十条第一項中「受領許可証」の下に「（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「受領許可証を示して」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつて」に改め、同項に次の各号を加える。

一　受領許可証が書面である場合　受領許可証を示すこと。

二　受領許可証が電磁的記録である場合　法務省令で定めるところにより、受領許可証に記録された事項を、電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示すこと又は刑事施設の長をしてその使用に係る電子計算機の映像面、書面その他のものに表示させて示すこと。

第二十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　受入移送拘禁状は、書面によるほか、法務省令で定めるところにより、電磁的記録によることができる。

（刑事確定訴訟記録法の一部改正）

第十九条　刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その謄本」を「当該和解記録中同項第二号に規定する電磁的和解記録を除いた部分の謄本及び当該電磁的和解記録の内容の全部を証明した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する訴訟の記録については、その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除き、同項の規定による保管は、当該訴訟の記録の原本に代えてその内容を記録した電磁的記録を保管する方法によることができる。

第三条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定は、前項の規定による再審保存記録（その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く。）の保存について準用する。

第四条第一項中「次項」を「次項及び第三項」に改め、同条第四項中「保管記録」の下に「（その全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録を除く。）」を、「謄本」の下に「又はその内容を記録した電磁的記録」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該電磁的記録の閲覧については、第二項の規定を準用する。

第四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定」を「第一項及び第二項の規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「裁判書」の下に「（電磁的記録を含む。別表において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　保管記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、前項の規定による当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧させ、又はその内容を再生したものを視聴させる方法によるものとする。

第五条第一項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同条第二項中「及び第四項」を「、第二項及び第五項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第二項及び第五項」に改める。